

土 建 第 2108 号
令和 6 年 3 月 21 日

一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会
会長 武岡 光明 殿
公益社団法人 沖縄県建築士会
会長 金城 傑 殿

沖縄県土木建築部
建築指導課長 仲村 麗子



建築士法の遵守について（周知依頼）

平素より本県の建築士行政に御協力を賜り、御礼申し上げます。

本県では、建築士事務所の業務の適正な運営を確保し、もって違反建築物の防止及び建築物の質の向上を図ることを目的として、毎年、建築士事務所立入指導強化期間を設け、建築士法第26条の2第1項に基づき重点的に立入検査を実施しているところですが、そのなかで以下のような事例が、特に数多く確認されております。

つきましては、貴団体におかれましても、会員の皆様へ改めて建築士法に係る適正な業務体制の確保について、周知していただくようお願いいたします。

なお、建築士法違反については、原則として監督処分（文書注意を含む。）の対象となることを併せて周知願います。

1 設計等の業務報告書（建築士法第23条の6）について

建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、事業年度ごとに、必要事項を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした県知事^{*}に提出しなければならないとされているが、毎事業年度における事業報告書について、提出時期において、提出されていない事例が散見される。

^{*}提出先は、県指定事務所登録機関である（一社）沖縄県建築士事務所協会。

2 業務に関する帳簿の備付け及び保存（建築士法第24条の4第1項関係）について

建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、その建築士事務所の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならないとされているが、建築士法施行規則第21条に規定する事項を記載した帳簿を備付け、その他業務記録及び契約書が保存されていない事例が散見される。

